法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-09

<史料紹介> テオドシウス法典 (Codex Theodosianus)(21)

テオドシウス法典研究会, 代表　後藤篤子 / A, Study Group for CTh

(出版者 / Publisher)
法政大学史学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法政史学 / 法政史学
(巻 / Volume)
78
(開始ページ / Start Page)
56
(終了ページ / End Page)
74
(発行年 / Year)
2012-09-30

Hosei University Repository

〈史料紹介〉

テオドシウス法典（Codex Theodosianus）（二一）

テオドシウス法典研究会
（代表　後藤　篤子）

一　三一三年（法文①～⑩）（以上『専修法学論集』第五九号［一九九三年九月］）
二　三一四年（法文⑪～㉒）（以上同六〇号［一九九四年三月］）
三　三一五年一月～一〇月（法文㉓～㊷）（以上同六一号［一九九四年七月］）
四　三一五年一一月～三一六年（法文㊸～㊺）（以上同六三号［一九九五年三月］）
五　三一七年～三一九年三月（法文㊻～㊽）（以上『立教法学』第四三号［一九九六年二月］）
六　三一九年四月～七月（法文㊾～㉓）（以上同四五号［一九九六年九月］）
七　三一九年七月～一〇月（法文㉔～㉗）（以上同四七号［一九九七年七月］）
八　三一九年一一月～三二〇年二月（法文㉘～㉛）（以上同五〇号［一九九八年七月］）
九　三二〇年二月～三二一年一月（法文㉜～㉚）（以上同五三号［一九九九年七月］）
一〇　三二一年二月～八月（法文㉛～㉗）（以上同五六号［二〇〇〇年八月］）
一一　三二一年八月～三二三年四月（法文㉘～㉖）（以上同五八号［二〇〇一年七月］）
一二　三二三年五月～三二五年六月（法文㉗～㉒）（以上『法政史学』第五七号［二〇〇二年三月］）
一三　三二五年六月～三二六年三月（法文㉓～㉘）（以上同五九号［二〇〇三年三月］）

Hosei University Repository

一四　三二六年三月～七月（法文⑲～㉘）（以上同六二号［二〇〇四年九月］）
一五　三二六年八月～三二七年三月（法文㉙～㊸）（以上同六四号［二〇〇五年九月］）
一六　三二七年四月～三二九年一一月（法文㊹～㊸）（以上同六六号［二〇〇六年九月］）
一七　三三〇年二月～三三一年八月（法文㊹～㊶）（以上同六八号［二〇〇七年九月］）
一八　三三一年一〇月～三三三年四月（法文㊷～㊺）（以上同七〇号［二〇〇八年九月］）
一九　三三三年五月～三三四年一二月（法文㊻～㊷）（以上同七二号［二〇〇九年九月］）
二〇　三三五年三月～三三六年一〇月（法文㊸～㊸）（以上同七七号［二〇一二年三月］）
二一　三三七年二月～八月・発布年不詳の法文（法文㊹～㊸）（以上本誌）

（承前）

三三七年

㊹　第三巻第一章第二法文

同（＝コーンスタンティーヌス）帝がグレーゴリウス[1]に〈宣示す〉。

買主は、購入した物の税[ケンスス(2)]〈の負担〉を引き受けるべきである。税[ケンスス]〈負担の引き継ぎ〉なしに物を購入したり売却することは、何ぴとにも許されない。さらに、今後は本法に基づいて公のあるいは国庫による調査がなされるべきであり、もし何かが税[ケンスス]〈負担の引き継ぎ〉なしに売却されてそのことが第三者によって告発されたときは、国庫が没収することで、売主は地所を失い買主は代金として与えたものを失うものとする。[3]

(1)　さらに、以下のことが決せられた。売主と買主との間で正規の手続きに従って[4]契約が交わされるときに確かな真の所有権が隣人たちによって証明されない場合は、いかなる物であれ何ぴともそれを売却することはできない。なお、本法の規定は、たとえ「腰掛け」あるいは俗に言われるところの「帯状地[5]」が売却される場合であっても所有権を示す証明がなされなければならない、というところにまで及ぶべし。

(2)　買主と売主の間で周到な抜け道を用いて正規の手続

Hosei University Repository

きが行われてはならず、欺罔的な売却は完全に葬り去られて死滅すべきである。[6]

フェーリーキアーヌスとティティアーヌスがコーンスルの年の二月四日コーンスタンティーノポリスで付与す。

（1）Gregorius. この人物については法文㉛註（1）参照。

（2）census. ケンススには、「課税台帳」（法文㉕）、「課税査定額」（法文⑩）、「課税基礎査定」（法文⑨註（13）、法文⑳）、「財産評価」（法文⑫、法文⑲）などのさまざまな意味があるが、Gothofredus, ad h. l. はここでは「税 tributum」のことであるとし、Heumann/Seckel, s. v. [Census] も、『勅法彙纂』第四巻第四七章第二法文末尾に本法文にもとづいて付加されたとされる一文（cf. Krüger ad *CI*. 4. 47. 2）の中の census を、「財産に付随する税」と解している。

（3）コーンスタンティーヌス帝は、買主は税を負担しないとの条件で土地が売買された場合でも買主が納税義務を引き継ぐべきであるとし（法文⑩参照）、他の勅法においても買主・売主間のそのような合意を無効として買主に税負担を課していたと解されるが（法文㉕註（3）参照）、本勅法では、売買自体を無効として地所も代金も国庫に没収するという厳しい制裁を科している。ただし、M. Kaser, *Das römische Privatrecht* II（法文⑮註（2）所引）, p. 277, n. 27 は、法文⑩と同様の税負担義務を譲受人に課している本法典第一一巻第三章第三法文（三六三年）や同第五法文（三九一年）をもとに、のちの実務においては本法文で規定された制裁は厳格には解されていなかったらしいとしている。

（4）sollemniter. M. Kaser, *op. cit.*, p. 77, n. 29; p. 277; p. 385, n. 6 によれば、本法文では土地の売買が問題になっており、正規の手続きとは、土地売買の際に明らかにその必要性が前提とされていた「証書の作成」を意味する。

（5）scamnum. 本来はこの scamnum という言葉が帯状の土地を示す専門用語として用いられていたが、それを理解できなかった本法文の編纂者が、誤った解釈によって subsellium（腰掛け）という言葉を専門用語として本勅法に加えてしまったとされる。Heumann/Seckel, s. v. [Subsellium] および『ヴァチカン断片 *Fragmenta Vaticana*』第三五節第四法文中の scamna に対する Mommsen の註（*Collectio librorvm ivris anteivstiniani in vsvm scholarvm*, tomus 3, 1890, p. 27）を参照。

（6）法文⑩は、「少なからぬ者たちが他の人々の差し迫った窮状に乗じ、肥沃な選び抜かれた地所を、自分たちはそれらの〈地所に付随する〉滞納分を国庫に納めず、税を免れた状態でそれらを所有する、という条件で購入している」ことを伝える。

Hosei University Repository

㉟㉟ 第一二巻第五章第二法文

同（＝コーンスタンティーヌス）帝がアーフリカ州会議[1]に〈宣示す〉。

祭司や祭司を務めた者および終身神官[2]、さらには二人官職を務めた者[3]さえも、食糧供給役や下級の負担（ムネラ）から免除されるよう我等は命じる。このことが永遠の遵守によって確かなものとされるように、本法が青銅板に刻み込まれたうえで公にされることを我等は命じた。

フェーリーキアーヌスとティティアーヌスがコーンスルの年の五月二一日カルターゴーで掲示す。

（1） concilium provinciae Africae. 州会議については、法文㊼註（2）における concilia provinciarum に関する説明を参照。なお、アーフリカ州会議は、法文㉖㉙の受取り手でもある。

（2） sacerdotales et flamines perpetui. アーフリカにおける祭司 sacerdos と神官 flamen については、法文㉕㉕註（2）を参照。なお、本法文では sacerdotales という形容詞が名詞として使われているため、現職の sacerdos だけでなく、その経験者も含むものと解釈した。

（3） duumvirales. アーフリカにおける二人官 duumvir については、法文㉕㉕註（2）、法文㉓㉘も参照。

㉟㉟ 第一三巻第四章第二法文

同（＝コーンスタンティーヌス）帝が[1]道長官マークシムス[2]に〈宣示す〉。

各都市に滞在している、後掲の一覧に収録されている技術の職人たち[3]がすべての負担（ムネラ）から免除されるよう我等は命ずる。なぜなら、自由な時間がそれらの技術習得に向けられるべきなのだから。こうすることで、職人たちは自らをさらに熟達させ、自らの子息たちに〈技術を〉教えることを一層望むであろう。

フェーリーキアーヌスとティティアーヌスがコーンスルの年の八月二日に付与す。

技師 architecti、格間職人 laquearii、左官 albarii、大工 tignarii、医師 medici、石工 lapidarii、銀細工師 argentarii、建築師 structores、獣医 mulomedici、石切工 quadratarii、金刺繍細工師 barbaricarii、床職人 scansores[4]、絵師 pictores、彫師 sculptores、真珠細工師 diatretarii[5]、指物師 intestinarii、彫像職人 statuarii、モザイク職人 musivarii、銅細工師 aerarii、鍛冶師 ferrarii、大理石工 marmorarii、鍍金職人 deauratores、鋳物師

Hosei University Repository

fusores、紫染色工 blattiarii、舗石職人 tessellarii、金細工師 aurifices、鏡職人 specularii、車駕大工 carpentarii、水測量士 aquae libratores、ガラス職人 vitriarii、象牙細工師 eburarii、縮絨工 fullones、焼物師 figuli、鉛細工師 plumbarii、毛皮職人 pelliones。

（1）コーンスタンティーヌス帝が死去したのは三三七年五月二二日なので、八月二日に付与され、死亡した皇帝を発布人とする本法文は一見すると問題があるように見える。しかし、Mommsen, ad h. l.は、コーンスタンティーヌスの死後も後継帝が宣言されるまで（コーンスタンティーヌスを継いだコーンスタンティーヌス二世、コーンスタンティウス二世、コーンスターンスが正帝として宣言されたのは三三七年九月九日）は彼の死が秘され、司法・行政措置もコーンスタンティーヌスが生きているかのようにして出されたというエウセビオス『コーンスタンティーヌスの生涯』第四巻第六七章の記述を重視する。そのため、本法文もそのような事例に該当するのであり、inscriptio、subscriptio ともに問題はなかろうとする。

（2）Maximus. 三二七～三二八年（法文㉕１、㉕９、㉖５、㉖６）、三三二～三三三年（法文㉚８）、三三七年（本法文）の三度、道長官を務めたことが知られる。なお、*PLRE*. i, pp. 590f.（Valerius Maximus 49）は、本法文の時期にマークシムスが副帝ダルマティウスの道長官であったと推測する。

（3）同じ勅法を収録する『勅法彙纂』第一〇巻第六六章第一法文では次のような形で技術者たちが列挙されている。ただし写本間での異読は多い。

「そして、一覧は以下のごとくである。技師 architecti、医師 medici、獣医 mulomedici、絵師 pictores、彫像職人 statuarii、大理石工 marmorarii、ベッド職人 lectarii あるいはラッカーリウス laccarius、錠前師 clavicarii、四頭立て戦車職人 quadrigarii、石切工 quadratarii すなわちギリシア語で言うところのリトテークタイ、建築師 structores すなわち建物の職人 aedificatores、木彫り細工師 sculptores ligni、モザイク職人 musarii、鍍金職人 deauratores、漆喰職人 albini すなわちギリシア人が言うところのコニアータイ、銀細工師 argentarii、金刺繍細工師 barbaricarii、真珠細工師 diatretarii、銅細工師 aerarii、鋳物師 fusores、彫刻家 signarii、ズボン職人 fabri bracarii、水測量士 aquae libratores、焼物師 figuli すなわちギリシア語でケラメイスと言われる者たち、金細工師 aurifices、ガラス職人 vitrearii、鉛細工師 plumarii、鏡職人 specularii、象牙細工師 eborarii、毛皮職人 pelliones、縮絨工 fullones、車駕大工 carpentarii、彫師 sculptores、左官 dealbatores、宝石加工職人 clusores（註：P. Krüger は造幣工 cusores の読みを取る）、亜麻布職人 linarii、大工 tignarii、金箔職人 blattearii すなわちペタルールゴイ。」

Hosei University Repository

（4）scansores. 写本上では scasores と表記されており、語義が不明である。Gothofredus, ad h. l. は『語彙集 Glossae』にある "scansor, καταστρώτης" という項目を指摘した上で、おそらくギリシア語 καταστρώτης からの推測であろうが、scansores が床の舗装に関わる職人と考える。そして、「舗装する」「（床石を）敷く」という意味の動詞 sterno からできた stratores というラテン語を読むべきかもしれないと疑問符付きで提案している。また Gothofredus は scansor という読みを採用した上で、この語を scando「昇る」と関連させ、昇降用の階段 scalaria に関わる職人かもしれないという推測も併せて提示している。

Mommsen, ad h. l. は、この箇所で Gothofredus に特別な言及はしていないが、彼と同じく『語彙集』を参照させながら、scansor の読みを採用しており、翻訳にあたっては上記 Gothofredus の考察を参考に、『語彙集』のギリシア語を重んじて「床職人」とした。

（5）diatretarii. Ch. T. Lewis & Ch. Short, *A Latin Dictionary: founded on Andrews' edition of Freund's Latin dictionary* (Oxford, 1879), s. v. [diatretarius]; K. E. Georges, *Ausführliches lateinisch-deutsches Handwörterbuch* (8. Aufl., Hannover, 1913), s. v. [diatretarius] はいずれも、ギリシア語の「突き通された διάτρητος」という語に由来する職人名と考え、「透かし彫り細工の職人」、「線条細工師」という解釈を提示する。これに対し、Gothofredus, ad h. l. は、この職人リストをギリシア語で伝える『勅法彙纂』のB写本に τιτρῶντες τοὺς μαργαρίτας という記載があることから、真珠に穴を開けて加工する職人とする。翻訳は Gothofredus の解釈に従った。

発布年不詳

㉝㊼ 第一巻第二七章第一法文

コーンスタンティーヌス帝が〈宣示す〉。

裁判官はこの先、自らの責務に従って以下のことを守らなければならない。すなわち、もし司教の法廷に訴えが持ち込まれるならば、〈裁判官の〉沈黙が与えられるべきであり、また、もし何ぴとかが事案をキリスト教の法に移してその裁きに従うことを欲したならば、たとえ訴訟が裁判官のもとで開始されていたとしても、その者〈の要求〉は聞かれるべきであり、かつ、彼ら（＝司教たち）により裁かれたことは、(1) 何であれすべて神聖と見なされるべし、ということである。ただしそれは、訴訟当事者の一方〈のみ〉が上述の聴聞の場（＝司教の法廷）に赴き、そこでの裁定

Hosei University Repository

を報告するような場合には、適用されてはならない。何となれば、裁判官は現前の訴訟に関して全き裁判権を有するべきであり、それゆえすべてが報告され受け入れられたのちに〈自らが〉判決を申し渡すべきであるから。(2)

正帝……と副帝クリースプスがコーンスルの年の六月二三日コーンスタンティーノポリスで付与す。(3)

（1）ab his fuerit iudicatum. この箇所に先立つ文中には「司教の法廷 episcopale iudicium」、「キリスト教の法 lex Christiana」があるのみで、この箇所の his に対応する複数形の名詞はないが、意味を取って「彼ら（＝司教たち）」とした。

（2）ita tamen, ne usurpetur in eo, ut unus ex litigantibus pergat ad supra dictum auditorium et arbitrium suum enuntiet. Iudex enim praesentis causae integre habere debet arbitrium, ut omnibus accepto latis pronuntiet. 『テオドシウス法典』の第一～五巻については極めて不完全な二写本があるのみで、他の法史料から復元しなければならない部分が大きい。本法文が収録されている第一巻第二七章については、Mommsen は『シルモン勅法集 *Constitutiones Sirmondianae*』の後に収録されていて「『テオドシウス法典』二七章 De eposcopali definitione からの法」という前書きを持つ二法文を、Krüger はそれらに『勅法彙纂』第一巻第四章第七法文を加えた三法文を、復元している（cf. John F. Matthews, *Laying Down the Law: A Study of the Theodosian Code* [New Haven & London 2000], pp. 94f. et 124）。いずれにせよ、本法文後半のテキストについては欠落があると思われ、その意味するところを含め、本法文については長い研究史がある。それは、現存する限りでは本法文が「司教の法廷 episcopale iudicium」に言及する最初の勅法だからである。

一方には、本法文が惹起した問題に関する請訓への回答と思われる『シルモン勅法集』第一法文（三三三年五月五日、道長官 Ablabius 宛）や五世紀半ばの教会史家ソーゾメノスの著述（*Historia Ecclesiastica*, I, 9）等も考え合わせ、コーンスタンティーヌスは司教に民事裁判権を与えたとする見解がある。たとえば弓削達は、同帝は「宗教以外の俗事にかんしても、民事裁判権を司教に与えた」、「原・被告いずれの側も先方の意思に反して、民事訴訟を司教の前に提起することが出来、またかりに訴訟手続きが総督の前で始められていても司教法廷（episcopale iudicium, audientia episcopalis）にこれを移すことができた」と述べる（『後期ローマ帝国における都市の構造的変質』、『古代史講座10 世界帝国の諸問題』［學生社、一九六四年］、三一四～三一五頁）。Jones, *LRE*, p. 480 は、「コーンスタンティーヌスは司教に裁判権を付与することで、もう一つの地方法廷を創出した」と述べる。そして、本法文は「たとえ訴訟が

Hosei University Repository

通常法廷で開始されていたとしても、判決が下されるまでのどの時点においても当該訴訟を司教のもとに移すことができ、司教の決定は最終的なものであるべきで、民政当局により遂行されるべき」ことを規定し、さらに「司教は両当事者の言い分を聞かねばならない」ことを定めたが、司教法廷への移管が両当事者の合意を必要とするのかについては明記しなかったために、三三三年に道長官アブラービウスがこの点を問い、「一方の当事者が他方の意思に反して司教裁判を求めたときでさえ、司教はその案件を裁くべきであり、さらなる上訴は認められない」という「驚くべき回答」を得ることになったとする。T. D. Barnes, *Constantine and Eusebius* (Cambridge, Mass. & London 1981), p. 51 は、現存はしないものの本法文と『シルモン勅法集』第一法文からその存在が推測できる勅法（この「勅法」の存在を推定する研究者は多い）で、「コーンスタンティーヌス帝は他のキリスト教徒と民事訴訟になっているキリスト教徒は、どの段階でも、また相手方の同意がない場合ですら、その訴訟を世俗の行政官の法廷から司教の裁定に移せるということを立法化した（と思われる）」と述べ、コーンスタンティーヌスは司教の裁判権に明確な限界を設けることはしていないが、これらの規則は訴訟当事者の双方がキリスト教徒である場合にのみ適用されたのかもしれない、とする。そして本法文については、「その主たる目的は、世俗の裁判官が、司教の裁定についての一方の当事者による偏った報告や不正確な報告を受け入れ、それに基づいて行動することを防ぐことであったと思われる」と考える。近年では、John C. Lamoreaux, "Episcopal Courts in Late Antiquity," *Journal of Early Christian Studies*, 3: 4 (1995), pp. 146-148 が、コーンスタンティーヌス帝は司教に民事裁判権を付与したという立場で、本法文と『シルモン勅法集』第一法文（および両者の間に出された現存しない勅法）について論じている。

他方、コーンスタンティーヌス帝が司教に認めたのは厳密に言えば仲裁裁判権であったとする見解も、長く主張されている。たとえばF. ティンネフェルトは、「エピスコパーリス＝アウディエンティアの正しい理解のために次の三点が強調されねばならない。（一）それは、自発的に依頼することができる仲裁裁判権であること、（二）それは決して正規の裁判権の代用となろうとするものではないこと、（三）それは、国家の裁判権と並んで、道徳的・宗教的に根拠づけられた調整器として存在したこと、である」と言う（『初期ビザンツ社会』［弓削達訳、岩波書店、一九八四年］、三一一頁）。

このような研究史の伝統に対し、Jill Harries, *The Law and Empire in Late Antiquity* (Cambridge 1999) は、epscopalis audientia を取り上げた第10章（pp. 191-211）で、キリスト教に関わるコーンスタンティーヌスの立法すべてに特別の重要性を認めようとする傾向を戒める。そして、episcopalis

Hosei University Repository

audientia に関するコーンスタンティーヌスの法は、司教の裁決からの上訴を認めない点で司教に世俗裁判官に勝る権限を与えているように見えるが、司教はキリスト教共同体内で、ローマ法に則って裁こうとする点で世俗裁判官に似た裁判官であったのみならず、長く仲裁者・調停者の機能も果たしてきた点を強調する。そして、そのような現実に疎かったコーンスタンティーヌスの立法は、四世紀前半のキリスト教共同体内で司教裁判が日常的に果たしていた機能にそぐわなかったがゆえに、限定的な影響力しか持たなかったとする(p. 191)。彼女は、本法文の後半については「司教の裁決は拘束力を持つべきものであったが、(見るところ)いずれかの当事者が一方的に許可を受けないまま司教のもとに行ったり、世俗の裁判官が主宰する訴訟手続きを妨害したりすることは許されなかった」という趣旨だと考える。さらに、本法文の起草者が司教裁判と世俗裁判の両方を指して iudicium、それぞれの決定を指して arbitrium と言い、これら二つの語を互換可能なものとして用いていること、つまり、法体系の枠内の法廷裁判 iudicium と、より非公式な仲裁 arbitration の区別がなされていないこと、そしてこの曖昧さがソーゾメノスから今日にいたるまで繰り返されてきたと指摘する（pp. 195f.)。彼女は、コーンスタンティーヌスが司教裁判を世俗の裁判と融合させようとした可能性は否定しない。ただし、帝国のキリスト教化の早期におけるそのような試みは多くの問題を惹起したであろうと述べ、『シルモン勅法集』第一法文の規定をローマ法に照らした際の多くの問題点を指摘して、コーンスタンティーヌスのこれらの法は「無視された」と結論づける（p. 199)。そして、四世紀末までには司教裁判は「仲裁裁判」に収斂されていくと考える。

これに対し、Olivier Huck, 'La《création》de l'*audientia episcopalis* par Constantin', in: *Empire chrétien et église au IVe et Ve siècles* (Paris 2008), pp. 295-315は、コーンスタンティーヌスの措置は古代末期における司教の社会的影響力の形成過程を考える上で非常に重要であることを改めて主張し、本法文と『シルモン勅法集』第一法文を仔細に検討する。そして、三一八年に本法文が発布された経緯を以下のように推測する。コーンスタンティーヌス帝のキリスト教優遇政策の噂が広がり始め、従来は異教徒の裁判官、仲裁人あるいは調停人に頼らざるを得なかった人々（少なくとも最初のうちは主にキリスト教徒）が、自分たちの紛争事案を司教のもとに持ち込むようになった。しかし、両当事者の仲裁契約 compromissum により仲裁人の決定が拘束力を持つローマ法の仲裁手続きと比べ、司教の決定には、両当事者が司教に認めるカリスマ的権威以外、その実効性を保証するものがないという問題点があった。そこで当事者の一部は、世俗の裁判官のもとで訴訟手続きを開始してから、訴訟が未決の間に司教のもとに赴き、司教から当該事案に関する仲裁裁決を得た。そののち、元の法廷に戻ってきて、

Hosei University Repository

世俗の裁判官の判決の中に司教による裁決内容をそのまま取り入れるよう求めた。このような場合にどう行動すべきか、という請訓に対する回答が本法文であった。民事訴訟の裁判官は訴訟当事者たちが既に開始された訴訟手続きを司教のもとに移すことを妨げてはならず、また、彼らが自分のもとに戻ってきて、自分が下す最終判決に司教の決定を取り込むよう求めるならば、それを拒んではならない。したがって民事裁判官は、いずれかの当事者が相手方の同意なしに一方的に司教のもとに赴き、自分に都合のよい見解を司教から獲得し、不正に得た司教の裁決を最終判決に取り入れさせようとするといったたぐいの策略に騙されないよう、注意しなければならない。本法文の趣旨をこのように解釈するHuckは、一方の当事者のみが好意的な仲裁裁決を得るために司教のもとに行くこと（そして、その裁決を民事裁判官に報告すること）をusurpationと言っているのだから、本法文で問題になっている司教の聴聞は「合意している者たちの間inter volentes」のもの、つまり「仲裁裁判」であると結論づける（pp. 297-301）。しかしこれは、三三三年の『シルモン勅法集』第一法文までの間に出された現存しない勅法により、双方の当事者の合意を必要としない（inter nolentes）真正の裁判権に変わるというのが、Huckの考えである。

しかし、以上のような長い研究史の伝統に対し、Caroline Humfress, *Orthodoxy and the Courts in Late Antiquity*（Oxford 2007）, pp. 156-166がepiscopalis audientiaに関する勅法を分析する際に繰り返している指摘、すなわち、個々の勅法は個別具体的な状況・問題への対応として理解されるべきものであり、本法典や『勅法彙纂』に抄録されている勅法からの「一般化」は危険、という趣旨の指摘は重要であろう。Humfressは本法文もまた、司教裁判権の性質を定義しようとするものではなく、むしろローマ法のもとにおける個別具体的な「手続き」問題に向けられたものであると強調する。そして、本法文の趣旨は、（一）行政官のもとで訴訟手続きを始めた一部の訴訟当事者が、のちにその案件を司教の「法廷」に移すことを決めた場合、その行政官は訴訟手続きを停止し、その事案のChristiana lexへの移送を許可しなければならない（訴訟当事者の側も、かかる手続きを踏むことなしに司教のもとに移ってはならない）、（二）司教によりひとたび裁決が下されたならば、それは神聖なものとして扱われるべきであるが、その訴訟当事者はなおも、元の行政官の法廷に戻り、自分が司教から得た決定を開示することを求められ、このようにして司教の決定は、その訴訟のそもそもの提起先である行政官によって正式に宣告される、ということだと考える（pp. 156-158）。このように本勅法が発布された経緯やその趣旨についてはHumfressもHuckに近い考えであるが、本勅法は司教に民事裁判権を授与するものでもなければ、司教の裁決を「仲裁」のそれに限定するものでもなかったとする点で、Huckとは大きく異なって

Hosei University Repository

いる。

いずれにせよ、本法文の後半を「ただしそれは、…」のように訳出したのは、この二人の解釈を踏まえてのことである。

（3）DATA VIIII KAL. IVLIAS CONSTANTINOPOLI……A. ET CRISPO CAES. CONSS. クリースプスは三一八年と三二一年にコーンスルとなっているが、Mommsen, ad h. l. が指摘するように、副帝クリースプスが次位の位置でコーンスル年に登場するのは、五度目のコーンスルであった正帝リキニウスと共にコーンスルとなった、三一八年のみである。一方、ビューザンティウムがコーンスタンティーノポリスと改名されるのは三三〇年である。したがって、このsubscriptio のコーンスル年と付与地は矛盾している。これに関し、Seeck, *Regesten*, p. 57 は、欠けている正帝名の部分はおそらくipso A.（正帝自身と）とのみ記されていたのだが、後にコーンスタンティーヌスの名が付加されてConstantinoipso A. となり、それがConstantinopoli A. と誤写されたのであろうと推測し、本法文は三一八年六月に付与されたと考える（p. 166）。以来、大方の研究者が三一八年を本法文の発布年として受け入れている。cf. Jill Harries, *op. cit.*, p. 195, n. 18（ただし、「三二六年のクリースプスの処刑以前で、おそらくperhaps三一八年」としている）; Caroline Humfress, *loc. cit.*; Olivier Huck, op. cit., p. 297.

その中でFergus Millarは、本法文のsubscriptio に関して唯一可能な復元は三一八年六月を示しているとした上で、Byzantiumが後にConstantinopolisに代えられることが時々あり、三一八年六月にはコーンスタンティーヌス帝はアクィレーイアにいたことを指摘して、本法文の発布者がリキニウスであった可能性を示唆した（*The Emperor in the Roman World*［London 1977］, p. 591, n. 7.）。T. D. Barnes（*loc. cit.*, n. 80［p. 312］）も、伝えられているsubscriptio は本法文が三一八年にリキニウスによって発布されたことを暗示しているとするが、ただし、そうであったとしてもリキニウスはおそらく、それ以前のコーンスタンティーヌスによる立法を繰り返しているにすぎないと述べる。

これに対し、Simon Corcoran, *The Empire of the Tetrarchs: Imperial Pronouncements and Government AD 284-324*（Oxford 1996）, pp. 284-286.（Idem, 'Hidden from History: The Legislation of Licinius', in: Harries and Wood（eds.）, *The Theodosian Code*［London 1993］, pp. 111-113 の本法文に関する記述を微修正して再録）は、発布者がリキニウスであった可能性を仔細に検討した上で、本法文をリキニウスに帰す必要はないと結論づけ、三一八年六月に発布された本法文の付与地がConstantinopolisとなった経緯に関してはSeeck の推論の方が可能性が高いとしている。

Hosei University Repository

㊳ 第二巻第五章第一法文

コーンスタンティーヌス帝が〈……に宣示す〉[1]。

原告は、共同保有者[2]のうち〈自らが〉望んだ者を訴えることができる。また〈自らが〉望む者を、自らの意思にしたがって〈訴えから〉除外することができる。ただしそれは、訴えられなかった者たちが、判決として下されるであろうことについて何ら不利益[3]を蒙ることなく、望んだときには自らの訴訟を起こすことができる、という条件においてである。

（1） 法文㊲註（2）でも説明されているように、『テオドシウス法典』第一巻～第五巻については、他の法史料からの復元に頼らなければならない部分が多い。本法文についても、Mommsen, ad h. l. によれば、五〇〇年頃に編纂された『ブルグンドのローマ法典 *Lex Romana Burgundionum*』第四七章をもとに構成されている。また、もとになった法史料にコーンスタンティーヌス帝の名が無いにもかかわらず、本法文の付与者がコーンスタンティーヌス帝とされているのは、本法文の次に採録されている本法典第二巻第五章第二法文に基づくとされている。同法文の付与者はユーリアーヌス帝だが、同法文に「コーンスタンティーヌスの勅法 constitutio Constantini」が言及されているためだと考えられる。

（2） consors.「共同保有者」については、法文㉗註（3）を参照。

（3） praeiudicium.「不利益」と訳した praeiudicium は、「予備訴訟」あるいは「確認訴訟」と訳されることが多い。本訴訟に先立って、事実確認のために行なわれる予備的な訴訟のことである。例えば、ある人物が、その保護者、あるいは家長であると主張する者に対して労務を提供したり、扶養を為す義務を有したりするか否かを決定するために、その人物が相手方によって解放された人物であるか否か、あるいは生来自由人であるか否かを、本訴訟に先立って確定するような訴訟がそれにあたる。古典期には「予備訴訟」について一般的な概念が作られるには至らず、法務官が個別に承認することで発達したが、法務官は「予備訴訟」の判決を本訴訟でも尊重するよう各種の方法で強制した。その結果、「予備訴訟」が本訴訟において訴訟当事者に不利益や損害をもたらす事態が生じ、praeiudicium という言葉が「不利益」や「損害」という意味も持つようになった。cf. 船田享二『ローマ法』、第五巻（岩波書店、一九七二年）、二一五～二二二頁；原田慶吉『ローマ法』（法文㉒註（2）所引）、三八七頁；Berger, *Encyclopedic Dictionary*（法文㉒註（3）所引）, s. v. [Praeiudicare]; [Praeiudicium]; Heumann/Seckel, s. v. [praeiudicium].

Hosei University Repository

㉝ 第二巻第二五章第一法文

コーンスタンティーヌス帝が三州[1]帝室財産管理官[2]ゲルルスに[3]〈宣示す〉。

サルディニアにおいて最近御料地または永借地[4]が別々の所有権者に分割された際、奴隷の家族[5]全体が誰であれ同一の所有者のところに残るように、財産[6]の分割がなされるべきであった。というのも、子が両親から、兄弟から姉妹が、夫から妻が離されることに誰が堪えられようか。それゆえ、奴隷たちを別々の権利の下に分かち連れ去った者たちは、その奴隷たちをひとつの権利の下に戻すことを強制されるべし。そして〈奴隷の〉家族[5]の回復によって誰かの下から奴隷が欠けたときは、当該奴隷を受け取った者によりその者に対し代わりの奴隷が補われ、分かたれた奴隷の家族[5]についてこの後何らかの不平が州内に残存しないように注意せよ。

プロークルスとパウリーヌスがコーンスルの年[7]の四月二九日に付与す。

（1）tres provinciae. Sicilia, Sardinia, Corsica を指す。cf. Gothofredus, ad h. l.

（2）rationalis. 帝室財産管理官については法文㉘註（1）および法文㉟註（1）を参照。

（3）Gerulus. 詳細は知られていない。cf. *PLRE*, i, p. 394 (GERVLVS).

（4）fundi patrimoniales vel enfyteuticarii. 御料地と永借地とが vel 等の接続詞による組み合わせで『テオドシウス法典』に登場するのは法文㉘の他、同第一一巻第一章第四法文（三三七年一二月）および同第五巻第一五章第一七法文（三六四年）であり、この種の組み合わせによらずに両者が登場するのが同第五巻第一二章第二（四一五年）および第三法文（四三四年）である。御料地については法文㉙註（2）、永借地または永借人・永借権者については法文㉑註（3）を参照。また、御料地や永借地は法文㉘や法文㉟でも言及されている。

（5）agnatio. 法文㉚註（3）参照。古典期のローマ法では男系親族である「宗族」関係を指し（原田慶吉『ローマ法』［法文㉒註（2）所引］二八四～二八五頁、Berger, *Encyclopedic Dictionary*［法文㉒註（3）所引］, s. v. [Agnatio] 参照）、本法典の法文㉙・㉚・㉔においても、宗族関係あるいは宗族の意味で用いられている。しかし、帝政後期には宗族に基づく家制度の後退という一般的現象が見られた。また、本法文は奴隷の親子や兄弟姉妹を対象としており、そもそも奴隷の「宗族」という表現はおかしいので、「家族」と訳した。なお、後出の奴隷の「家族」の原語はそれぞれ

Hosei University Repository

necessitudines、affectus であるが、同内容を指していると理解し、「家族」という訳語で統一した。cf. Gothofredus, ad h. l.

（6）possesiones. 本用語は、たとえば法文㊺・⑯・㉔・㉘にみられる「占有（権）」の他、法文㉜の「土地」、法文㉕の「所有地」、法文㊻の「（永借）地」、「財産」、法文⑰の「保持」と、多様に訳し得る。本法文においては、相続財産の分割に際して問題が生じていると理解し、「財産」と訳した。

（7）プロークルスとパウリーヌスの組み合わせによるコーンスル年は知られていない。どちらかのコーンスル名が誤りと考えると、①アキンデューヌス Acindynus とプロークルスがコーンスルであった三四〇年、②パウリーヌスとユーリアーヌスがコーンスルであった三二五年、③オプタートゥスとパウリーヌスがコーンスルであった三三四年が付与年であった可能性がある。Gothofredus, ad h. l. は、三四〇年の三州帝室財産管理官としてカッレピウス Callepius の名を伝える本法典第一〇巻第一〇章第五法文に基づき①の付与年には難があるとして、③の付与年を考える。Mommsen, ad h. l. は Gothofredus の三三四年説を紹介しながらも、付与年は確定不能としている。これに対し Seeck は、プロークルスの方を修正すべきとする点では Gothofredus と同様だが、本来はパウリーヌスという単独のコーンスル名しか伝わっておらず、後代の編纂者が誤ったコーンスル名を付加したと考える。そして、その具体例として『勅法彙纂』第六巻第二一章第一五法文の subscriptio を挙げ、その発布年月日（三三四年八月一一日）・発布地（ニーコメーディア）と、三三四年夏のコースタンティーヌス帝の所在地（ドナウ諸州）との矛盾から、本来はパウリーヌスというコーンスル名しか伝わっていなかったところに、のちに「オプタートゥス」という誤ったコーンスル名が付加されたのであり、実際の付与年は、七月二五日にコーンスタンティーヌスがニーコメーディーアにいたことが確実で、パウリーヌスとユーリアーヌスがコーンスルであった三二五年であったとする。Seeck は本法文についても、パウリーヌスという単独のコーンスル名に「プロークルス」という誤ったコーンスル名が付加されたのであり、実際の発布年は三二五年であったと考える（*Regesten*, pp. 88f.; pp. 174f.）。*PLRE*, i, loc. cit. は、Seeck の三二五年説を掲げつつ、「プロークルスとパウリーヌスがコーンスルの年」は存在しないこと、および本勅法がコーンスタンティーヌス帝下のものであることに言及するにすぎない。

㊵ 第五巻第二〇章第一法文

コーンスタンティーヌス帝がマークシムス[1]に〈宣示す〉。古くからの慣習を堅持することは、これからの時代にとっての指針である。それゆえ、公共の利益を理由とする

Hosei University Repository

妨げが何もない場合には、長く遵守されてきたことがこの先も存続すべきである。[2]

正帝ユーリアーヌスが四度目にしてサッルスティウスがコーンスルの年の二月二六日コーンスタンティーノポリスで付与す。[3]

（1）Maximus. *PLRE*. i, p. 581（Maximus 8）は、subscriptio のコーンスル年（三六三年）にはコーンスタンティーヌスであれコーンスタンティウスであれ存命しておらず、ユーリアーヌスが同年にコーンスタンティーノポリスに滞在することも不可能であるので、コーンスル年は編纂者によって誤って挿入されたと考えるのがもっとも簡明であるとし、本勅法はおそらくは三三二年か三三三年に道長官マークシムス（*PLRE*. i, pp. 590f.［Valerius Maximus 49］, 法文㉙註（1）参照）に宛てて発布されたものであると推測する。Gothofredus, ad 5. 12. 1 は、本勅法がコーンスル年通りに三六三年にユーリアーヌスによって付与されたと解して、マークシムスはコーンスタンティーノポリスの首都長官であったと考える。

（2）Gothofredus, ad 5. 12. 1 によれば、本法文は、土地の買主などの譲受人が税負担を引き受けるべきことを定めた本法典第一一巻第三章第三法文（三六三年二月一六日付与）、および所有者の税負担義務を定めた同第四法文（三六三年二月二七日付与）と一体を成していたとされる。

（3）本勅法の付与年については、本法文註（1）を参照。Seeck, *Regesten*, p. 429 は、subscriptio のコーンスル年通りに三六三年を付与年と解する。

㉞ 第六巻第二八章第一法文

正帝コーンスタンティーヌスがパテルヌス＝ウァレリアーヌスに[1]〈宣示す〉。

ペルフェクティッシミー級の親任状[2]を求めし者は、以下の場合にそれを享受すべし。すなわち、その者が奴隷の境遇から程遠く、国庫や都市参事会に責を負っておらず、「パン製造業者[3]」でなく、また、なにがしかの……[4]でないかぎりにおいてである。……[5]。

（1）Paternus Valerianus. 本法文以外では知られていない。*PLRE*. i, p. 939（Paternus Valerianus 15）は、法文㉖で確認される三三〇年の管区代官ウァレリアーヌスと同一人物である可能性を示唆する。これに対し Gothofredus, ad h. l. は、法文㉖の inscriptio の記載に加えて、本法文中でローマ市の食糧供給に関連する「パン製造業者」について述べられて

Hosei University Repository

いること、そして、法文⑮⑤で年齢特権取得に関してペルフェクティッシミー級の者たちの審査が在ローマ管区代官のもとで行われる旨が述べられていることから、本法文の名宛人を在ローマ管区代官であろうと考える。

（2） codicilli perfectissimatus 親任状については法文㉑⑨註（6）参照。ペルフェクティッシミー級については、法文④註（1）参照。

（3） pistores.「パン製造業者」については法文⑩⑥註（2）参照。また、「パン製造業者」の負担については、法文⑤①や⑩⑧も参考となろう。

（4） 写本ではこの部分が欠落している。ただし、同じ勅法を収録している『勅法彙纂』第一二巻第三二章（三三章）第一法文にはこの部分が残存しており、「奴隷の境遇から程遠く、国庫や都市参事会に責を負っておらず、「パン製造業者」でなく、また、なにがしかの商売に携わってもいなければ、買収で得た推薦によってその名誉を購ったのでもなく、他のだれかの財産を管理しているのでもないかぎりにおいてである」となっている。

（5） subscriptio が欠損しており、発布年などの情報は得られない。なお、Seeck, *Regesten*, p. 165 は、三一七年一月一九日に掲示された法文⑥⑥（ヒスパーニア諸州の総監オクターウィアーヌス宛）と本法文とは、もともと同じ単一の勅法に由来するものであるという可能性を示唆しているが、根拠は明示していない。

㉞② 第八巻第一五章第一法文

……。[1] アグリッピーナが発言した。「彼はその土地の地区長[2]ではありません。」正帝コーンスタンティーヌスが発言した。「しかし、行政職に就いている者が何かを購入することは法で禁止されている。それゆえ、彼が購入したのが彼の地区においてであれ、それ以外の地区においてであれ、実のところ何の違いもない。彼が購入したことが法に反しているのは明らかなのだから。」さらに帝は付言した。「行政職に就いている者が購入したものは何であれすべて国庫のものとなることを汝らは知らぬのか。[3]」アグリッピーナが発言した。「彼はその土地の長[2]ではありませんでした。私は彼の弟から買い取ったのです。御覧ください、これが取引の証書です。」正帝コーンスタンティーヌスが発言した。「コーディアとアグリッピーナは売主から相応の金銭を受け取るべし。[4]」

（1） この法文は、アグリッピーナとコーディアという二人の女性が提起した訴えに対する皇帝の裁定を記録したものである。訳文には十分反映させられなかったが、アグリッピーナの発言にはギリシア語が用いられているのに対し、コー

Hosei University Repository

ンスタンティーヌス帝の言葉と、発言者を示す部分にはラテン語が用いられている。

皇帝顧問会議 consistorium における審理記録を抜粋・収録している法文としては、本法文以外にも、本法典第一巻第二二章第四法文、第四巻第二〇章第三法文、第一一巻第三九章第五法文、同第八法文、『勅法彙纂』第九巻第四七章第一二法文、第一〇巻第四八章（四七章）第二法文などがある。Gothofredus, ad h. l. および Mommsen, ad h. l. は、第一一巻第三九章第五法文のように審理記録には年月日情報が冒頭部に記載されていたはずだと考え、本法文冒頭に欠落を想定している。本法文の正確な年代は不明であるが、本法典で次に収録されている第八巻第一五章第二法文（法文㊱）は三三四年五月一九日に付与されたものである。

なお、J. N. Adams, *Bilingualism and the Latin Language* (Cambridge, 2003), pp. 383-390 は、本法文や、エジプトのパピルス史料から知られる審理記録の分析から、審理における裁判官のラテン語使用が帝国の権威を示す役割を果たしたという興味深い指摘をしている。コーンスタンティーヌス帝のギリシア語とラテン語の使い分けについては、S. Corcoran, *The Empire of the Tetrarchs. Imperial Pronouncements and Government AD 284-324* (2nd ed. Oxford, 2007), pp. 259f. も参照。

（2）ἐπαγάρχει. πραιπόσιτος.「地区」pagus および「地区長」praepositus pagi については法文㉑註（2）参照。

（3）州総督やその下僚などの行政職に就く者および兵士がその勤務地での土地の購入その他を禁じられるという原則は、『学説彙纂』第一八巻第一章第六二法文、第四九巻第一四章第四六節第二法文、同巻第一六章第一三法文などから知られる。また、類似の規定が後代でも繰り返し遵守するよう求められていたことは、本法典第八巻第一五章第三法文・第五法文などから確認される。cf. Jones, *LRE*, pp. 399f.

（4）Gothofredus, ad h. l. は本法文で問題となっている事案、および審理の経緯を次のように再構成している。

まず、地区長であった人物がその在職期間中に、自分の担当地区でないところの地所を購入し、まもなく死亡した。そして相続人として残された彼の弟からアグリッピーナとコーディアは上述の地所を善意で購入した。ところが、この地所は地区長によって法に反して購入されたものだという密告が国庫になされた。その結果、不当に得た占有の瑕疵は常に物に付随するために、その地所はアグリッピーナとコーディアから取り上げられ、国庫に没収されてしまった。

アグリッピーナはまず問題の地区長が管轄していた地区と、地所があった地区とは別だという事実を根拠に救済措置を求めたが、それはコーンスタンティーヌス帝によって斥けられた。そこで、第二の論拠として自分たちの地所購入は善意のものであったという点を持ち出し、これに説得された帝は、地所は依然として国庫のものとされるものの、

Hosei University Repository

善意の買主が金銭までも失うべきではないと考えた。それゆえ、アグリッピーナとコーディアは地所の売主から、金銭を返却してもらえるという旨の判決を帝は出したとするのである。

㉓ 第一五巻第一章第一法文

コーンスタンティーヌス帝がアーフリカ州総督フラーウィアーヌス[1]に〈宣示す〉。

都市がその固有の装飾を奪われてよいとは誰も考えてはならない。都市がその輝きを、たとえば他の都市の城壁[2]に移すという名目で失うことは、いみじくも古人[3]により道に適ったこととは受け取られていないからである。

正帝コーンスタンティーヌスと副帝がコーンスルの年の二月二日にメディオーラーヌムで付与し、七月八日に受領す[4]。

（1） Flavianus. 三五七年のアーフリカ州総督。cf. *PLRE* i, p. 344（…LIVS FLAVIANVS 11).

（2） moenia. Gothofredus, ad h. l. は、opera publica seu aedificia すなわち公共建造物と解する。

（3） veteres. 建造物の装飾を保護する法としては、古くはハドリアーヌス帝治下のアキーリウス元老院決議（一二二年）があげられる。同決議は、相続や売却によって建造物の装飾が失われることを禁じた。cf. Gothofredus, ad h. l.; Berger, *Encyclopedic Dictionary*（法文㉒註（3）所引), s. v. [Senatusconsultum Acilianum].

（4） Gothofredus, ad h. l. は、コーンスタンティーヌス帝治下にフラーウィアーヌスという名のアーフリカ州総督の存在が知られていないこと、本法典第八巻第五章第一〇法文（写本では三五八年一〇月二七日の付与）および第一一巻第三六章第一四法文（写本では三六一年八月三日の付与）にアーフリカ州総督フラーウィアーヌスが名宛人として登場することから、本法文の付与者はコーンスタンティーヌスではなくコーンスタンティウスであり、subscriptio は CONSTANTIO A. VIIII ET IVLIANO CAES. II COSS.（三五七年）に修正されるべきとしている。Mommsen, ad h. l. も Gothofredus に従い、フラーウィアーヌスが三五八年頃と三六一年にアーフリカ州総督であったこと、三五六／三五七年の冬にコーンスタンティウスがメディオーラーヌムを離れたことから、本法文の付与年を三五七年とする。Seeck, *Regesten*, pp. 37, 203; *PLRE* i, loc. cit. も同様に、本法文の付与年を三五七年としている。

（未完）

Hosei University Repository

（附記）今回の担当者は、大清水裕、後藤篤子、芹澤悟、田中創、林信夫、樋脇博敏である。なお今回で、コーンスタンティーヌス帝が発布者とされる勅法は全て訳了した。